

春です。今月から新年度が始まりました。新たな環境での生活が始まったり、新たな出会いが多いこの季節は、少しソワソワしてしましますが、同時にワクワクもしてきます。ここを一つの節目として新たな気持ちで毎日をご過ごしていきたいと思えます。

また、この時期といえばやはりお花見！岡山県内でも徐々に見ごろを迎えています。あっという間に開花から満開、そして散ってしまう桜は、その一瞬一瞬で人々を魅了します。この季節でしか見られない特別な景色をしっかりと目に焼き付けたいものですね。

桜は地面の浅いところに生える根から栄養を吸収するので、土が固まると養分を吸えなくなり、枯れてしまう危険性があるそうです。花見に行った際は、くれぐれも桜の根元に座らないよう気をつけましょう。

平成27年度税制改正の概要について(個人課税)

平成27年2月17日に平成27年度税制改正案が国会に提出されました。その中で、今回は個人課税に論点を絞って要点をお伝え致します。

1. NISAの拡充

平成26年から開始している少額上場株式等の配当所得・譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、より一層の利用を促進する観点から、次の措置が講ぜられます。

- 【内容】
 - ・未成年者の口座開設を可能にする「ジュニアNISA」を創設する。年間投資上限額は80万円。(18歳までは口座からの払出に制限がかかり、途中、口座より払出する場合は過去の利益に対して課税。)20歳になったら成人NISAへ自動的に引継ぎ。
 - ・現行NISA(成人NISA)の年間投資上限額を平成28年分から120万円(現行100万円)に引き上げる。
- 【適用時期】
 - ・平成28年4月1日以後

2. ふるさと納税の拡充

ふるさと納税を促進し、地方創生を推進する観点から、ふるさと納税が拡充されます。

- 【内容】
 - ・特例控除額の上限を個人住民税所得割額の2割(現行1割)に引き上げ。
 - ・給与所得者等が確定申告を行わなくても控除を受けることができるよう、「ふるさと納税ワンストップ特例」を創設する。(寄附者が確定申告を行った場合又は5団体を超える地方公共団体に寄附を行った場合は適用されない。)
- 【適用時期】
 - ・特例控除額の上限の引上げについては平成28年度分以後の個人住民税について適用
 - ・ふるさと納税ワンストップ特例については平成27年4月1日以後の寄附について適用
(気になる点・・・返品(特産品)の送付について、趣旨に反するような高額なものの送付の自粛などが要請されるようです。)

3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しが行われたうえで、適用期限を平成31年3月31日まで延長されます。

- 【内容】
 - ・教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。
 - ・金融機関への領収書等の提出について、領収証等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、当該領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができる。
- 【適用時期】
 - ・領収書等に代えて支払金額等を記載した書類の提出を可能とする改正については、平成28年1月1日以後に提出する書類について適用

4. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

少子化対策に資するため、一括贈与により若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しすることを目的に、次の制度が創設されました。

- 【内容】
 - ・子や孫(20歳以上50歳未満)の結婚、出産、子育て資金を、親や祖父母が**一括贈与**した場合、受贈者ごとに1,000万円(結婚関係は300万円が限度で、子育て資金と併せて1,000万円が限度)まで非課税とする措置を創設。
 - ・教育資金に係る非課税措置と同様に金融機関に専用口座を開設し、平成27年4月1日から平成31年3月31日の間に拠出される金銭等について適用する。
- (注意点)
 - ・教育資金に係る非課税措置では、贈与者が死亡した場合、贈与した財産は死亡した方の相続財産に算入されませんが、今回の結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置については、贈与者が死亡した場合にはその時点での口座内の残高が**相続財産に加算**されます。
 - ・また、受贈者が50歳に達する日に口座は終了し、使い残しに対しては贈与税が課税されます。
- 【適用期限】
 - ・平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

5. 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

消費税率10%への引き上げに伴う駆け込み・反動減などに対応するため、現行の住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充と、その適用期限が延長されます。

- 【内容】
 - ・非課税限度額を右のとおりとする。
 - 【適用期限】
 - ・平成27年1月1日から平成31年6月30日まで
- | 住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間 | 住宅用家屋 | 左記以外の住宅用家屋 |
|---------------------|---------|------------|
| 平成28年10月～平成29年9月 | 3,000万円 | 2,500万円 |
| 平成29年10月～平成30年9月 | 1,500万円 | 1,000万円 |
| 平成30年10月～平成31年6月 | 1,200万円 | 700万円 |
| 上記以外の場合 | | |
| 住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間 | 住宅用家屋 | 左記以外の住宅用家屋 |
| ～平成27年12月 | 1,500万円 | 1,000万円 |
| 平成28年1月～平成29年9月 | 1,200万円 | 700万円 |
| 平成29年10月～平成30年9月 | 1,000万円 | 500万円 |
| 平成30年10月～平成31年6月 | 800万円 | 300万円 |

6. 出国時における譲渡所得課税の特例の創設

- 【内容】
 - ・国外転出による課税逃れを防止するため、一定の富裕層(有価証券等の評価額が1億円以上など)を対象に、出国時に未実現のキャピタルゲイン(含み益)に対して課税する。
- 【適用時期】
 - ・平成27年7月1日以後

7. 国外扶養親族に係る扶養控除の適正化

- 【内容】
 - ・国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税者に対し、親族関係書類等の添付等を義務付ける。
- 【適用時期】
 - ・平成28年1月1日以後

< VISION >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー**：「Vision」
今月の開催日は**4月9日(木)**です。
不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
4月9日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月3日(金)
5月14日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月8日(金)
6月11日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月5日(金)

< 4月スケジュール >

9	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
10	金	*3月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
20	月	*個人所得税 振替納付日
23	木	*個人消費税 振替納付日
30	木	*2月決算法人の確定申告・納付期限
		*8月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の5・11月決算法人) *平成27年度固定資産税の第1期納付期限